



熊本県公報

第 1 2 3 0 0 号

平成 26 年 3 月 24 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 屋外広告物地域指定の一部改正…………… (都市計画課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 7
- 保安林の指定の解除の予定…………… (森林保全課) 19
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 19
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 19
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 19
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (//) 21
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 23
- 介護老人保健施設の開設許可…………… (//) 24
- 指定介護療養型医療施設の指定…………… (//) 24
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 24
- 水俣都市計画道路の変更(熊本県決定)…………… (都市計画課) 25
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (高齢者支援課) 25
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 25
- 港湾施設の概要の公示(佐敷港)…………… (港湾課) 25
- 登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 26
- 公有水面埋立に伴うしゅん功認可…………… (漁港漁場整備課) 27
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 31
- 道路の供用開始…………… (//) 32
- 道路の供用開始…………… (//) 32
- 道路の供用開始…………… (//) 32
- 道路の供用開始…………… (//) 33
- 道路の供用開始…………… (//) 33
- 道路の供用開始…………… (//) 33

公 告

- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 34
- 平成 26 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 N O C 監視運営保守業務委託に係る一般競争入札の落札者等の公告…………… (情報企画課) 34
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 34
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 34
- 土地改良事業計画…………… (農村計画課) 35
- 公共測量の実施…………… (監理課) 35
- 土地改良事業計画…………… (農村計画課) 35

登 載 依 頼

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則…………… (学校人事課) 35
- 教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則の一部を改正する規則…………… (//) 36
- 教育職員免許状に関する規則第 9 条に定める単位修得方法の一部を改正する告示…………… (//) 37

告 示

熊本県告示第 2 2 7 号
 昭和 6 3 年 9 月 6 日熊本県告示第 6 1 8 号の 2 (屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定)の一部を次のように改め、平成 2 6 年 3 月 2 4 日から施行する。

平成 2 6 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

3 項の表 2 3 の 1 の項の次に次のように加える。

23の1の2	九州縦貫自動車道	第二種禁止地域	宇城氷川スマートインターチェンジ（氷川町高塚670番3地内）	宇城氷川スマートインターチェンジ（氷川町高塚691番地先）	路端から500メートル以内	氷川町宇城市
--------	----------	---------	--------------------------------	-------------------------------	---------------	--------

熊本県告示第228号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 護東第1谷（403-1-001）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字矢護川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 護東第2谷（403-1-002）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字矢護川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 古城第3谷（403-1-007）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字古城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 古城第4谷（403-1-008）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字古城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 高柳（402-1-006）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志麓
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 杉水 (403-1-001)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池郡大津町大字杉水
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 上原-1 (403-1-002-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池郡大津町大字杉水
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 上原-2 (403-1-002-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池郡大津町大字杉水
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 古城-1 (403-1-004-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池郡大津町大字古城
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 古城-2 (403-1-004-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池郡大津町大字古城
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 阿原目 (403-1-018)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池郡大津町大字岩坂
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 外牧-1 (403-1-022-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字外牧
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 外牧-2 (403-1-022-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字外牧
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 内牧 (403-1-023)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字外牧
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 護東 (403-2-001)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字矢護川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 中在目 (403-2-002)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字矢護川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 真木1 (403-2-003)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字真木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 真木2 (403-2-004)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字真木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

19 米山1(403-2-007)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字古城
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

20 米山2(403-2-008)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字古城
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

21 阿原目-1(403-2-012-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字岩坂
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

22 阿原目-2(403-2-012-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字岩坂
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

23 片又1(片俣1)(403-2-013)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字矢護川
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

24 片又2(片俣2-1)(403-2-014-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字矢護川

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 片又2 (片俣2-2) (403-2-014-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字矢護川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 仮宿3 (403-3-013)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 仮宿4 (403-3-014)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字古城、大字平川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 古城1 (403-3-015)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字古城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 阿原目1 (403-3-027)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字岩坂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 阿原目2 (403-3-028)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字岩坂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 阿原目3 (403-3-029)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字岩坂、大字中島
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 岩坂1 (403-3-030)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字岩坂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 岩坂2 (403-3-031)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字岩坂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 岩坂3 (403-3-032)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字岩坂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 前原第1谷 (403-1-003)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字真木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 真木第1谷-1 (403-1-004-1)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字真木
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 真木第1谷-2 (403-1-004-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字真木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 古城第1谷 (403-1-005)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字真木
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 古城第2谷 (403-1-006)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字古城
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 御願所第1谷 (403-2-001)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字矢護川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 御願所第2谷 (403-2-002)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字矢護川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 前原第2谷-1 (403-2-003-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字真木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 前原第2谷-2 (403-2-003-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 菊池郡大津町大字真木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 前原第3谷 (403-2-004)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 菊池郡大津町大字真木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 伊勢村川 (403-2-005)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 菊池郡大津町大字真木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 御願所第3谷 (403-3-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 菊池郡大津町大字真木、大字矢護川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 前原第4谷 (403-3-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 菊池郡大津町大字真木、大字矢護川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 堀ヶ谷-1 (403-3-003-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 菊池郡大津町大字古城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 堀ヶ谷-2 (403-3-003-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池郡大津町大字古城
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 畑川 (403-3-004)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池郡大津町大字外牧
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 御所原 (403-1-003)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池郡大津町大字平川
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 下井手 (403-1-016)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池郡大津町大字大林
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 錦野 (403-1-017)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池郡大津町大字錦野
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 大林 (403-1-021)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池郡大津町大字大林
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部

- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 馬場 (403-2-005)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 吹田 (403-2-010)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字大林
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 下猿渡-1 (403-3-003-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 下猿渡-2 (403-3-003-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 下猿渡-3 (403-3-003-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 御所原 (御所原1) (403-3-004)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 馬場1 (403-3-005)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

28 宮本-1 (403-3-008-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

29 宮本-2 (403-3-008-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

30 多々良1 (403-3-009)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

31 多々良2 (403-3-010)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

32 仮宿1 (403-3-011)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

33 仮宿2 (403-3-012)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 吹田 (吹田1) (403-3-022)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字吹田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 上井手 (403-3-023)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字吹田、大字大林
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 瀬田 (403-3-026)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字瀬田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 中林 (405-1-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市栄
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 日平-1 (405-1-002-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市上庄
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 日平-2 (405-1-002-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市上庄
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 日平-3 (405-1-002-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市上庄
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 日平-4 (405-1-002-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市上庄
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 日向 (405-1-003)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市竹迫
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 出分1-1 (405-1-004-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市福原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 出分1-2 (405-1-004-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市福原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 出分2 (405-1-005)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市福原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 上生 (407-2-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市上生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 城 (407-2-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市上生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 小合志1 (小合志) (407-2-012)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 江良1 (407-2-013)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 江良2 (407-2-014)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 上生1-1 (407-3-001-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市上生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 上生1-2 (407-3-001-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市上生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 上生1-3 (407-3-001-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市上生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 上生2 (407-3-002)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市上生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 上生3 (407-3-003)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市上生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 野々島1 (407-3-004)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市上生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 黒松1 (407-3-009)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 5 8 黒松2 (407-3-010)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 黒松3 (407-3-011)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 0 萩迫1 (萩迫5) (407-3-013)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 萩迫2 (萩迫6) (407-3-014)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 立割2 (407-3-016)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 小合志1-1 (407-3-017-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 小合志1-2 (407-3-017-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 合志市合生
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 小合志1-3 (407-3-017-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市合生
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 小合志1-4 (407-3-017-4)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市合生
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 7 小合志1-5 (407-3-017-5)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市合生
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 8 小合志2 (407-3-018)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市合生
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 9 小合志3 (407-3-019)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市合生
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 0 小合志4 (407-3-020)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市合生
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 1 江良(407-3-021)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第230号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により次の保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定により告示する。
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 上天草市大矢野町登立字荒木ヶ浜10608番3から10608番5まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

熊本県告示第231号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社りーな21	訪問介護センター けいあい	人吉市宝来町1279番1	平成26年4月1日	訪問介護

熊本県告示第232号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社りーな21	訪問介護センター けいあい	人吉市宝来町1279番1	平成26年4月1日	介護予防訪問介護

熊本県告示第233号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
合同会社あそ五岳	訪問介護ステー	熊本県阿蘇郡高森	平成26年	訪問介護

	シオンさくらの里	町高森2213番地8	5月1日	
南阿蘇訪問介護事業企業組合	指定南阿蘇訪問介護事業所	熊本県阿蘇郡高森町野尻1885番地	平成26年7月1日	訪問介護
社会福祉法人 三加和福祉会	和楽荘 訪問介護事業所	熊本県玉名郡和水町平野1300番地	平成26年4月18日	訪問介護
有限会社有明ケアサポート	有明ケアサポート玉名介護ステーション	熊本県玉名市岱明町下前原607	平成26年6月1日	訪問介護
特定非営利活動法人 地域たすけあいの会	生活支援センター ささえあい	熊本県玉名市中1040番地20	平成26年5月1日	訪問介護
有限会社有明ケアサポート	有明ケアサポート荒尾介護ステーション	熊本県荒尾市下井手1199番地14	平成26年6月1日	訪問介護
有限会社 くらおか訪問介護センター	ホームヘルパーステーション くらら	熊本県宇城市松橋町松橋1930番地4	平成26年6月24日	訪問介護
有限会社ラポール新世園	訪問介護事業所 ラポール新世園	熊本県八代市古閑下町2224番地	平成26年4月22日	訪問介護
株式会社 住心	ヘルパーステーション 椿	熊本県八代市西片町1735番地1	平成26年5月9日	訪問介護
有限会社 鈴かぜ	鈴かぜ	熊本県八代市豊原上町3012番1	平成26年4月15日	訪問介護
株式会社 ケアマネジメント研究所	ヘルパーステーション スマイル	熊本県人吉市北泉田141-5クォーレ北泉田1F	平成26年5月1日	訪問介護
医療法人社団 健成会	ヘルパーステーション リバーサイド御薬園	熊本県人吉市七地町495番地	平成26年5月24日	訪問介護
つばめタクシー株式会社	つばめケアセンター	熊本県人吉市中青井町306番地6	平成26年5月1日	訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターにしき	熊本県球磨郡錦町大字一武1641番地	平成26年6月1日	訪問介護
社会福祉法人 合志市社会福祉協議会	合志市社協訪問看護ステーション	熊本県合志市須屋2251番地1	平成26年5月1日	訪問看護
医療法人 永田会	訪問看護ステーション トラストイーホームげんき	熊本県上益城郡益城町大字福富字前畑809番3	平成26年5月29日	訪問看護
社会福祉法人 やまなみ会	通所介護事業所 福祉サービスセンターほっと館	熊本県阿蘇郡産山村大和657番地2	平成26年5月9日	通所介護
株式会社 南阿蘇ケアサービス	デイサービス みなみ阿蘇	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石2714番地の1	平成26年6月30日	通所介護
NPO法人はなみずきの会	デイサービス 菊陽なごみ	熊本県菊池郡菊陽町原水383番地	平成26年4月8日	通所介護
株式会社 river	リラックスデイ	熊本県菊池市大琳	平成26年	通所介護

	サービス	寺292番地13	6月20日	
社会福祉法人 泗水福祉会	泗水苑デイサービス事業所	熊本県菊池市泗水町永1021番地	平成26年4月15日	通所介護
有限会社 さとがえり	デイサービスセンターさとがえり	熊本県玉名郡和水町板楠198番地	平成26年6月1日	通所介護
株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンター玉名	熊本県玉名市滑石2621番1	平成26年4月16日	通所介護
特定非営利活動法人 温心会	指定通所介護サービス事業所 温心館	熊本県宇土市栗崎町736番地1	平成26年7月1日	通所介護
社会福祉法人龍峯会	希望	熊本県八代市興善寺町495番地1	平成26年5月1日	通所介護
株式会社暖暖	デイサービス暖暖	熊本県八代市鏡町鏡553番地4	平成26年5月1日	通所介護
アニス株式会社	デイサービス陽向	熊本県八代市古城町2914番地の1	平成26年4月22日	通所介護
有限会社 鈴かぜ	デイサービスセンター鈴かぜ	熊本県八代市豊原上町3012番1	平成26年4月15日	通所介護
社会福祉法人 五木村社会福祉協議会	五木村社協介護サービスセンター	熊本県球磨郡五木村甲字下手2672番地の41	平成26年6月1日	通所介護
社会福祉法人聖和会	デイサービスセンター聖和園	熊本県天草市下浦町2090番地の2	平成26年5月31日	通所介護
株式会社 ユニマツトそよ風	くまもと長寿苑そよ風	熊本県阿蘇郡西原村大字布田字乾原1089-1	平成26年6月1日	短期入所生活介護
社会福祉法人 綾友会	桜の丘綾の家短期入所生活介護事業所	熊本県上益城郡甲佐町大字岩下194番地1	平成26年6月1日	短期入所生活介護
社会福祉法人龍峯会	希望	熊本県八代市興善寺町495番地1	平成26年5月1日	短期入所生活介護
株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンター八代一番	熊本県八代市大手町二丁目7番20号大手町太陽ビル1階	平成26年6月22日	福祉用具貸与
ケアパーク株式会社	ケアパーク水俣	熊本県水俣市汐見町1丁目99番地2号	平成26年6月7日	福祉用具貸与
株式会社優光	優光	熊本県球磨郡多良木町多良木1285番地	平成26年6月1日	福祉用具貸与
有限会社 天草環境開発	有限会社 天草環境開発	熊本県天草市太田町10番地の16	平成26年5月1日	福祉用具貸与
株式会社優光	優光	熊本県球磨郡多良木町多良木1285番地	平成26年6月1日	特定福祉用具販売

熊本県告示第234号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援

事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
南阿蘇訪問介護事業企業組合	指定南阿蘇居宅支援事業所	熊本県阿蘇郡高森町野尻1885番地	平成26年7月1日	居宅介護支援
社会福祉法人 やまなみ会	居宅介護支援事業所福祉サービスセンターほつと館	熊本県阿蘇郡産山村大和657番地2	平成26年5月31日	居宅介護支援
株式会社 river	リラックスプラン居宅介護支援事業所	熊本県菊池市七城町清水317番地2	平成26年6月1日	居宅介護支援
有限会社ライフケア	ライフケア	熊本県玉名市滑石2305番地4	平成26年6月11日	居宅介護支援
特定非営利活動法人長寿会	居宅介護支援事業所 弥生	熊本県玉名市岱明町野口下河原1146番地12	平成26年5月14日	居宅介護支援
特定非営利活動法人地域たすけあいの会	生活支援センターささえあい居宅介護支援事業所	熊本県玉名市中1068番地1	平成26年6月20日	居宅介護支援
株式会社、元氣	居宅介護支援事業所はな家族	熊本県荒尾市昭和町3番25号	平成26年5月1日	居宅介護支援
医療法人滄溟会	ケアビレッジならの郷 居宅介護支援事業所	熊本県山鹿市鹿校通二丁目5番52	平成26年6月1日	居宅介護支援
医療法人社団 木星会	居宅介護支援センター木星会	熊本県山鹿市新町1204番地	平成26年5月1日	居宅介護支援
有限会社 くらおか訪問介護センター	居宅介護支援事業所くらら	熊本県宇城市松橋町松橋1930番地4	平成26年6月24日	居宅介護支援
有限会社弘潤社	共生	熊本県下益城郡美里町中郡983番地1	平成26年4月23日	居宅介護支援
株式会社みのり	居宅介護支援事業所みのり	熊本県八代市郡築四番町40番地8	平成26年6月1日	居宅介護支援
医療法人 すえひろ会	溯上クリニック	熊本県水俣市塩浜町2番47号	平成26年6月1日	居宅介護支援
社会福祉法人 洋香会	あさぎりホーム居宅介護支援事業所	熊本県球磨郡あさぎり町岡原南77番地1	平成26年6月14日	居宅介護支援
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターにしき	熊本県球磨郡錦町大字一武1641番地	平成26年6月1日	居宅介護支援
株式会社優光	優光	熊本県球磨郡多良木町多良木1285番地	平成26年6月1日	居宅介護支援
医療法人社団 孔和会	居宅介護支援事業所 桜ん里	熊本県天草市河浦町白木河内116番地1	平成26年6月28日	居宅介護支援

医療法人社団 泰心 会	中邑医院	熊本県天草市久玉 町1411番地1 33	平成26年 4月27日	居宅介護 支援
株式会社 ニチイ学 館	ニチイケアセン ター本渡	熊本県天草市小松 原町12番10号 ELビル天草10 3号	平成26年 6月1日	居宅介護 支援

熊本県告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
合同会社あそ五岳	訪問介護ステーションさくらの里	熊本県阿蘇郡高森町高森2213番地8	平成26年5月1日	介護予防訪問介護
有限会社有明ケアサポート	有明ケアサポート玉名介護ステーション	熊本県玉名市岱明町下前原607	平成26年6月1日	介護予防訪問介護
有限会社有明ケアサポート	有明ケアサポート荒尾介護ステーション	熊本県荒尾市下井手1199番地14	平成26年6月1日	介護予防訪問介護
有限会社 鈴かぜ	鈴かぜ	熊本県八代市豊原上町3012番1	平成26年4月15日	介護予防訪問介護
株式会社 ケアマネジメント研究所	ヘルパーステーション スマイル	熊本県人吉市北泉田141-5クオーレ北泉田1F	平成26年5月1日	介護予防訪問介護
社会福祉法人合志市社会福祉協議会	合志市社協訪問看護ステーション	熊本県合志市須屋2251番地1	平成26年5月1日	介護予防訪問看護
NPO法人はなみずきの会	デイサービス菊陽なごみ	熊本県菊池郡菊陽町原水383番地	平成26年4月8日	介護予防通所介護
株式会社 river	リラックスデイサービス	熊本県菊池市大琳寺292番地13	平成26年6月20日	介護予防通所介護
社会福祉法人龍峯会	希望	熊本県八代市興善寺町495番地1	平成26年5月1日	介護予防通所介護
株式会社暖暖	デイサービス暖暖	熊本県八代市鏡町鏡553番地4	平成26年5月1日	介護予防通所介護
有限会社 鈴かぜ	デイサービスセンター鈴かぜ	熊本県八代市豊原上町3012番1	平成26年4月15日	介護予防通所介護
株式会社 ユニマットそよ風	くまもと長寿苑そよ風	熊本県阿蘇郡西原村大字布田字乾原1089-	平成26年6月1日	介護予防短期入所生活介護

		1		
社会福祉法人 綾友会	桜の丘綾の家短期 入所生活介護 事業所	熊本県上益城郡 甲佐町大字岩下 194番地1	平成26年 6月1日	介護予防短期 入所生活介護
社会福祉法人龍 峯会	希望	熊本県八代市興 善寺町495番 地1	平成26年 5月1日	介護予防短期 入所生活介護
株式会社優光	優光	熊本県球磨郡多 良木町多良木1 285番地	平成26年 6月1日	介護予防福祉 用具貸与
株式会社優光	優光	熊本県球磨郡多 良木町多良木1 285番地	平成26年 6月1日	特定介護予防 福祉用具販売

熊本県告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により次のとおり介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により公示する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

開設者の名称又は氏名	施設の名称	施設の所在地	許可更新年月日	サービスの種類
医療法人社団 野田会	介護老人保健施設 ケーナ・ガーデン	熊本県天草市河浦町河浦4778番地3	平成26年 6月15日	介護老人保健施設

熊本県告示第237号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定により指定介護療養型医療施設として次のとおり指定したので、同法第115条の規定により公示する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

開設者の名称又は氏名	施設の名称	施設の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
医療法人 藤杏会	伊藤医院	熊本県荒尾市四ツ山町三丁目5番2号	平成26年 5月1日	介護療養型医療施設
医療法人 愛	愛甲やすらぎ医院	熊本県人吉市駒井田町1951番地	平成26年 5月1日	介護療養型医療施設

熊本県告示第238号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成26年3月12日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	拷問女暗黒史（新東宝） 人妻喪服プレイ 夫に見られて（新東宝） 巨乳奥様 エッチで御免なさい（オーピー） 悶熟！！ 未亡人サロン（新東宝） 闇の牝 すすり舐める（オーピー） 不倫OL びんかん濡れ白書（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

人妻女医 性奴隷の悦び（オーピー）

熊本県告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
水俣都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
水俣市月浦、古城一丁目、古城三丁目、長野町、大黒町一丁目、大黒町二丁目、旭町一丁目、旭町二丁目、平町一丁目、平町二丁目、江南町、古賀町一丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、野口町、塩浜町、丸島町一丁目、丸島町二丁目、丸島町三丁目、祇園町、梅戸町一丁目、梅戸町二丁目、汐見町一丁目、汐見町二丁目、明神町、港町三丁目、陣内一丁目、陣内二丁目、牧ノ内、桜ヶ丘、白浜町及び浜の各一部

熊本県告示第240号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定辞退年月日	サービスの種類
上村医院 阿蘇郡南阿蘇村下野401-5	医療法人社団順幸会	平成26年3月31日	介護療養型医療施設

熊本県告示第241号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
障がい者支援センター まるーわ 菊池市泗水町吉富字北原2266-1	一般社団法人 マルーワの会 合志市幾久富1709番地2 石丸 弘二	就労継続支援B型	平成26年4月1日

熊本県告示第242号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

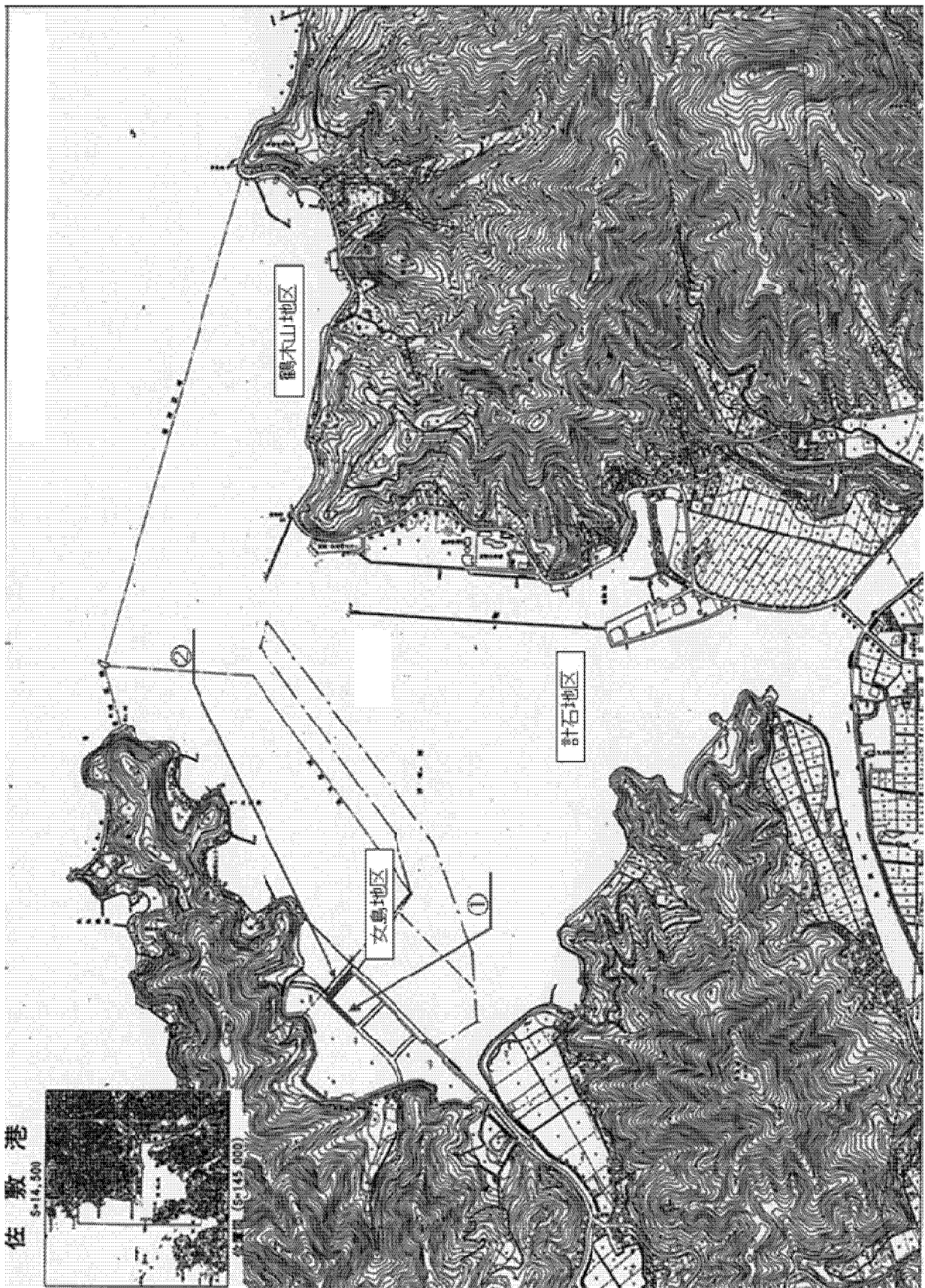
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 港湾名 佐敷港
- 2 所在 芦北郡芦北町女島770番地先
- 3 概要

番号	種類	数量及び能力
①	道路	延長141メートル アスファルト舗装
②	道路	面積109メートル アスファルト舗装

4 位置図



熊本県告示第243号
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定に

より特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
株式会社愛仁福祉会 熊本市中央区琴平本町1 2番36号	きらく苑 熊本市中央区出水七丁目2 6番地1	43110 0192	平成26年2 月1日

熊本県公告第244号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日
平成26年3月13日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 道路管理者 熊本県
- 3 埋立区域

(1) 位置

5 工区

葦北郡芦北町大字井牟田字水尻480の8地先並びに471の4、471の3、471の1、470の9及び470の3に隣接する道路地先並びに471の6地先並びに470の3、470の8、433の5、433の6、433の8、433の2及びこれらの区域に介在する水路地先並びに433の2、426の5、426の2に隣接する道路地先並びに426の4地先並びに字獨塩屋425の2、423の4に隣接する道路地先並びに423の2、423の3、417の2、417の3、373の7、373の4、373の6、373の2及びこれらの区域に介在する水路地先並びに373の2、360の10に隣接する道路地先並びに360の2地先並びに360の3、字椋野232の3に隣接介在する道路地先公有水面

(2) 区域

5 工区

次の地点のうち、4-7の地点から4-6の地点を経由して5-142の地点までを順次直線で結んだ線、5-142の地点と5-143の地点を直線で結んだ線及び5-143の地点と4-7の地点を結ぶ平成14年の春分の日の満潮位（D.L.+3.84メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

4-7の地点 井牟田漁港6号防波堤に設置された図根三角点B1（北緯32度23分46秒05、東経130度31分38秒50）から53度54分27秒268.43メートルの地点

4-6の地点 4-7の地点から312度16分48秒12.37メートルの地点

5-1の地点 4-6の地点から41度29分59秒4.98メートルの地点

5-2の地点 5-1の地点から43度37分35秒5.01メートルの地点

5-3の地点 5-2の地点から44度01分24秒4.98メートルの地点

5-4の地点 5-3の地点から44度40分35秒5.01メートルの地点

5-5の地点 5-4の地点から44度55分08秒5.00メートルの地点

5-6の地点 5-5の地点から45度09分44秒4.99メートルの地点

5-7の地点 5-6の地点から45度19分25秒5.01メートルの地点

5-8の地点 5-7の地点から46度06分50秒5.09メートルの地点

5-9の地点 5-8の地点から46度53分36秒5.14メートルの地点

5-10の地点 5-9の地点から48度10分16秒5.11メートルの地点

5-11の地点 5-10の地点から50度01分27秒5.17メートルの地点

5-12の地点 5-11の地点から51度33分05秒5.08メートルの地点

5-13の地点 5-12の地点から53度41分31秒5.10メートルの地点

5-14の地点 5-13の地点から54度34分00秒5.11メートルの地点

5-15の地点 5-14の地点から56度12分59秒5.09メートルの地点

5-16の地点 5-15の地点から56度35分25秒5.10メートルの地点

5-17の地点 5-16の地点から57度17分31秒6.31メートルの地点

点		
5-18の地点	5-17の地点から	57度18分02秒8.66メートルの地
5-19の地点	5-18の地点から	57度18分41秒20.00メートルの
地点		
5-20の地点	5-19の地点から	57度18分09秒20.01メートルの
地点		
5-21の地点	5-20の地点から	57度15分59秒19.94メートルの
地点		
5-22の地点	5-21の地点から	57度20分56秒20.04メートルの
地点		
5-23の地点	5-22の地点から	57度15分41秒20.04メートルの
地点		
5-24の地点	5-23の地点から	56度58分51秒9.95メートルの地
点		
5-25の地点	5-24の地点から	56度34分59秒9.90メートルの地
点		
5-26の地点	5-25の地点から	55度24分10秒9.99メートルの地
点		
5-27の地点	5-26の地点から	54度16分48秒9.87メートルの地
点		
5-28の地点	5-27の地点から	52度43分28秒9.89メートルの地
点		
5-29の地点	5-28の地点から	51度34分38秒9.82メートルの地
点		
5-30の地点	5-29の地点から	50度21分48秒9.99メートルの地
点		
5-31の地点	5-30の地点から	48度57分44秒9.82メートルの地
点		
5-32の地点	5-31の地点から	47度49分10秒9.92メートルの地
点		
5-33の地点	5-32の地点から	46度25分37秒9.94メートルの地
点		
5-34の地点	5-33の地点から	45度22分07秒9.89メートルの地
点		
5-35の地点	5-34の地点から	43度53分11秒9.82メートルの地
点		
5-36の地点	5-35の地点から	42度32分33秒9.89メートルの地
点		
5-37の地点	5-36の地点から	41度18分41秒9.89メートルの地
点		
5-38の地点	5-37の地点から	40度11分31秒9.87メートルの地
点		
5-39の地点	5-38の地点から	38度48分48秒9.91メートルの地
点		
5-40の地点	5-39の地点から	37度31分09秒9.88メートルの地
点		
5-41の地点	5-40の地点から	36度22分20秒9.90メートルの地
点		
5-42の地点	5-41の地点から	35度10分15秒9.98メートルの地
点		
5-43の地点	5-42の地点から	34度32分49秒10.02メートルの
地点		
5-44の地点	5-43の地点から	33度53分21秒19.96メートルの
地点		
5-45の地点	5-44の地点から	33度51分54秒19.99メートルの
地点		
5-46の地点	5-45の地点から	34度07分52秒10.09メートルの
地点		
5-47の地点	5-46の地点から	34度58分25秒5.08メートルの地
点		
5-48の地点	5-47の地点から	35度44分08秒5.05メートルの地
点		
5-49の地点	5-48の地点から	36度52分12秒5.10メートルの地
点		
5-50の地点	5-49の地点から	37度48分57秒5.09メートルの地
点		
5-51の地点	5-50の地点から	39度02分42秒5.11メートルの地

点		
5-52の地点	5-51の地点から	40度06分36秒5. 06メートルの地
5-53の地点	5-52の地点から	41度20分40秒5. 10メートルの地
5-54の地点	5-53の地点から	42度27分19秒5. 10メートルの地
5-55の地点	5-54の地点から	43度34分04秒5. 09メートルの地
5-56の地点	5-55の地点から	44度50分24秒5. 06メートルの地
5-57の地点	5-56の地点から	45度52分18秒5. 11メートルの地
5-58の地点	5-57の地点から	46度54分52秒5. 08メートルの地
5-59の地点	5-58の地点から	48度12分23秒5. 06メートルの地
5-60の地点	5-59の地点から	49度22分28秒5. 10メートルの地
5-61の地点	5-60の地点から	50度10分46秒4. 93メートルの地
5-62の地点	5-61の地点から	51度37分30秒5. 03メートルの地
5-63の地点	5-62の地点から	52度40分44秒5. 08メートルの地
5-64の地点	5-63の地点から	53度50分43秒5. 29メートルの地
5-65の地点	5-64の地点から	55度04分25秒5. 01メートルの地
5-66の地点	5-65の地点から	56度09分05秒5. 01メートルの地
5-67の地点	5-66の地点から	57度11分24秒5. 06メートルの地
5-68の地点	5-67の地点から	58度14分10秒5. 28メートルの地
5-69の地点	5-68の地点から	59度27分55秒5. 04メートルの地
5-70の地点	5-69の地点から	60度08分40秒5. 14メートルの地
5-71の地点	5-70の地点から	60度44分50秒10. 11メートルの
地点		
5-72の地点	5-71の地点から	60度56分33秒19. 95メートルの
地点		
5-73の地点	5-72の地点から	60度55分23秒20. 00メートルの
地点		
5-74の地点	5-73の地点から	60度56分03秒19. 99メートルの
地点		
5-75の地点	5-74の地点から	60度53分43秒9. 99メートルの地
5-76の地点	5-75の地点から	60度35分54秒4. 97メートルの地
5-77の地点	5-76の地点から	60度09分15秒4. 92メートルの地
5-78の地点	5-77の地点から	59度25分47秒4. 99メートルの地
5-79の地点	5-78の地点から	58度33分54秒5. 00メートルの地
5-80の地点	5-89の地点から	57度15分29秒5. 03メートルの地
5-81の地点	5-80の地点から	56度22分43秒4. 62メートルの地
5-82の地点	5-81の地点から	54度58分10秒4. 86メートルの地
5-83の地点	5-82の地点から	53度58分21秒4. 90メートルの地
5-84の地点	5-83の地点から	53度00分49秒4. 92メートルの地
5-85の地点	5-84の地点から	51度43分28秒4. 89メートルの地

点 5-86の地点	5-85の地点から50度24分18秒4.88メートルの地
点 5-87の地点	5-86の地点から49度24分41秒4.87メートルの地
点 5-88の地点	5-87の地点から48度39分08秒5.00メートルの地
点 5-89の地点	5-88の地点から47度33分41秒4.91メートルの地
点 5-90の地点	5-89の地点から46度19分15秒4.91メートルの地
点 5-91の地点	5-90の地点から44度45分10秒4.91メートルの地
点 5-92の地点	5-91の地点から43度29分33秒4.84メートルの地
点 5-93の地点	5-92の地点から42度43分21秒4.98メートルの地
点 5-94の地点	5-93の地点から41度29分10秒4.85メートルの地
点 5-95の地点	5-94の地点から40度23分12秒4.92メートルの地
点 5-96の地点	5-95の地点から38度57分07秒4.90メートルの地
点 5-97の地点	5-96の地点から38度08分16秒4.97メートルの地
点 5-98の地点	5-97の地点から37度20分05秒4.93メートルの地
点 5-99の地点	5-98の地点から36度33分20秒5.10メートルの地
点 5-100の地点	5-99の地点から36度08分05秒9.82メートルの
点 5-101の地点	5-100の地点から35度58分14秒20.00メート
点 5-102の地点	5-101の地点から35度52分40秒19.98メート
点 5-103の地点	5-102の地点から36度06分40秒15.10メート
点 5-104の地点	5-103の地点から36度28分52秒5.01メート
点 5-105の地点	5-104の地点から37度11分16秒5.05メート
点 5-106の地点	5-105の地点から37度55分27秒5.11メート
点 5-107の地点	5-106の地点から38度54分26秒5.06メート
点 5-108の地点	5-107の地点から40度01分24秒5.05メート
点 5-109の地点	5-108の地点から40度55分53秒5.08メート
点 5-110の地点	5-109の地点から42度24分04秒5.15メート
点 5-111の地点	5-110の地点から43度24分16秒5.08メート
点 5-112の地点	5-111の地点から44度21分42秒5.08メート
点 4-113の地点	5-112の地点から45度53分11秒5.03メート
点 5-114の地点	5-113の地点から46度45分18秒5.08メート
点 5-115の地点	5-114の地点から47度57分15秒5.08メート
点 5-116の地点	5-115の地点から49度11分33秒5.13メート
点 5-117の地点	5-116の地点から50度12分31秒5.14メート
点 5-118の地点	5-117の地点から51度21分28秒5.11メート
点 5-119の地点	5-118の地点から52度36分19秒5.02メート

の地点		
5-120の地点	5-119の地点から	53度42分57秒5.09メートル
の地点		
5-121の地点	5-120の地点から	54度49分15秒5.02メートル
の地点		
5-122の地点	5-121の地点から	55度58分00秒5.09メートル
の地点		
5-123の地点	5-122の地点から	57度11分01秒5.09メートル
の地点		
5-124の地点	5-123の地点から	58度25分40秒5.33メートル
の地点		
5-125の地点	5-124の地点から	58度49分13秒5.00メートル
の地点		
5-126の地点	5-125の地点から	59度37分15秒5.04メートル
の地点		
5-127の地点	5-126の地点から	60度13分36秒9.99メートル
の地点		
5-128の地点	5-127の地点から	60度19分59秒20.08メート
ルの地点		
5-129の地点	5-128の地点から	60度21分05秒19.95メート
ルの地点		
5-130の地点	5-129の地点から	60度23分49秒15.02メート
ルの地点		
5-131の地点	5-130の地点から	60度31分27秒5.02メートル
の地点		
5-132の地点	5-131の地点から	60度57分23秒5.07メートル
の地点		
5-133の地点	5-132の地点から	61度13分28秒4.99メートル
の地点		
5-134の地点	5-133の地点から	61度55分15秒5.08メートル
の地点		
5-135の地点	5-134の地点から	62度28分54秒5.11メートル
の地点		
5-136の地点	5-135の地点から	63度10分28秒4.92メートル
の地点		
5-137の地点	5-136の地点から	64度11分44秒5.05メートル
の地点		
5-138の地点	5-137の地点から	64度36分37秒5.01メートル
の地点		
5-139の地点	5-138の地点から	65度00分35秒5.21メートル
の地点		
5-140の地点	5-139の地点から	65度27分03秒4.96メートル
の地点		
5-141の地点	5-140の地点から	65度54分29秒2.69メートル
の地点		
5-142の地点	5-141の地点から	66度02分15秒12.41メート
ルの地点		
5-143の地点	5-142の地点から	156度15分38秒12.52メート
トルの地点		

(3) 面積

5 工区 12, 208. 47平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立免許の年月日及び番号

平成14年11月12日熊本県指令漁第34号
熊本県指令河第26号

6 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課、熊本県南広域本部芦北地域振興局土木部
工務課及び芦北町農林水産課

熊本県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路
の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保
全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	山西大津線	阿蘇郡西原村大字小森字名ヶ迫鶴 818番地先から 阿蘇郡西原村大字鳥子字鳥越 710番地先まで	前	4.0 ～ 20.0	802.3	旧道引継
		阿蘇郡西原村大字小森字畑村 1104番1地先から 阿蘇郡西原村大字鳥子字塚原 816番地先まで		10.5 ～ 51.0		
		阿蘇郡西原村大字小森字畑村 1104番1地先から 阿蘇郡西原村大字鳥子字塚原 816番地先まで	後	10.5 ～ 51.0	729.0	

2 区域を変更する期日 平成26年3月24日

熊本県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池市旭志新明字奈我原 1391番1地先から 同所 1409番1地先まで	137.7	一括交安

2 供用を開始する期日 平成26年3月24日

熊本県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	上天草市松島町教良木 2988番3地先から 同所 2968番8地先まで	275.0	道路改良

2 供用を開始する期日 平成26年3月24日

熊本県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	387号	合志市御代志字赤松 1692番6地先から 同所 1691番6番地先まで	107.0	防安交

2 供用を開始する期日 平成26年3月25日

熊本県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	大津西合志線	合志市栄字弘山 3798番2地先から 合志市御代志字東海道 1693番1地先まで	192.6	防安交

2 供用を開始する期日 平成26年3月25日

熊本県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	旭志鹿本線	菊池市出田字東屋敷 2860番地先から 同所 2854番地先まで	56.0	防安交

2 供用を開始する期日 平成26年3月25日

熊本県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	二重峠菊池線	菊池市下河原字上鶴 662番8地先から 同所 658番2地先まで	78.9	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成26年3月25日

公 告

熊本県公告第156号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	中溝地区	平成22年9月14日	平成24年2月29日	熊本県
農業用道路	丸岡地区	平成14年12月26日	平成26年2月21日	熊本県

熊本県公告第157号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
郵便番号862-8570 熊本県熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月7日
- 4 落札者の名称及び所在地
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本中央区桜町3番1号
- 5 落札金額
116,305,200円（うち消費税及び地方消費税の額8,615,200円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成26年1月24日

熊本県公告第158号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区理事長江頭実から平成26年2月20日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年3月12日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項に規定する告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成9年建設省告示第343号荒尾都市計画道路事業
- 3 事務所の所在地 熊本県玉名市岩崎1004-1 熊本県県北広域本部玉名地域振興局
- 4 事業施行期間 平成9年3月4日から平成28年9月30日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県公告第160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営福原地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営福原地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年3月25日から平成26年4月21日まで
- 3 縦覧場所
益城町役場

熊本県公告第161号

公共測量を実施するので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業における確定測量）	平成26年4月21日から 平成27年1月19日まで	熊本市北区植木町及び北迫町地内

熊本県公告第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営七浦地区（古石工区・田浦鶴田工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営七浦地区（古石工区・田浦鶴田工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年3月25日から平成26年4月21日まで
- 3 縦覧場所
芦北町役場

登載依頼

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会規則第2号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則
教育職員免許状に関する規則（昭和30年2月18日熊本県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第24条（見出しを含む。）中「免許法附則第5項、第9項又は第18項」を「免許法附則第5項、第9項、第18項又は第19項」に、「（1）卒業若しくは修了証明書又はこれに代わるもの」を「（1）卒業、修了又は資格に関する証明書若しくはこれに代わるもの」に、「（4）実務成績証明書（別記第5号様式）」を「（4）実務成績証明書（別記第5号様式、別記第19号様式）」に改めるとともに、別記第18号様式の次に、新たに様式を定める。

別記第 1 8 号様式の次に、次の 1 様式を加える。

別記第 1 9 号様式

本人記入不可

実務成績証明書

1 勤務者氏名及び生年月日

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

2 良好な成績(※)で勤務した期間等

※長期の休職期間については、在職年数として認められない。

勤務期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

実労働時間： _____ 時間

3 施設の概要

施設名： _____

※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、すべて記載すること。

認可等年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※認可外保育施設の場合は、設立年月日を記載すること。

所在地： _____

電話番号： _____

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明する。

年 _____ 月 _____ 日

施 設 名 _____

証 明 者 _____ 印

- 注 1 国立学校又は公立学校の教職員は所轄庁、私立学校の教職員は学校法人にあつては理事長、それ以外の場合にあつては設置者から証明を受けること。
- 2 日本人学校に派遣されていた期間については、別に文部科学大臣から証明を受けること。
- 3 特例の対象と認められる勤務期間等（3 年かつ 4320 時間以上）について、複数の施設における勤務時間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに証明を受けること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 6 年 3 月 2 4 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会規則第3号

教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則の一部を改正する規則
教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則（平成21年2月27日熊本県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項第3号中「私立学校団体が行う私立学校の現職教員を対象とした表彰のうち、前二号に準ずる表彰として教育長が別に定めるもの」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の教育委員会が行う教員を対象とした表彰及び私立学校団体が行う私立学校の教員を対象とした表彰のうち、前二号に準ずる表彰として教育長が別に定めるもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会告示第5号

教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月24日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法の一部を改正する告示
教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法（平成12年2月4日熊本県教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1項第2号及び第3号の表「保健体育」の第2欄の項中「体育社会学」の次に「、体育史」を加える。

第1項第3号の表「福祉」の第2欄の項中「社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）」の次に、「人体構造及び日常生活行動に関する理解」及び「加齢及び障害に関する理解」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。